

毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく。当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時に会議を行います。ご協力をお願い致します。



「うーん、この経過措置は注意しないと許可が失効し建設業法違反で大変な事に…」と許可担当の頭を悩ませているのが先月から新設された

“解体工事業”の許可です。ややこしいのは技術者要件で①

既存のとび・土工の技術者は5年後まで解体業の技術者とみなすが、それまでに②今年以降の1・2級土木・建築施工管理技士等の合格者、③'1年以上の(解体)実務経験証明書か、③”登録

ややこしい経過措置... **3年以内**に解体技術者の要件を

講習修了書のある③経過措置技術者や④解体工事施工技士への変更届を出す事が必要になります。特に従来の“とび・土工工事業”の許可で解体工事業を営める猶予期間は3年間だけですので要注意です。

③'の(解体)実務経験については契約書の工期を積算して判断しますから1年以上の証明は厳しい。一方④は秋に2日間の講習が実施されますのでお勧めです。(受講料は3.5万円程) 3年後はすぐ来ますので早めの対応が求められます。



「国は先月、社保未加入の1次下請業者を公共工事から排除するよう全国の市町村に求める文書を各県知事や各議会議長宛に送付した…」との記事が報じられました(6/17付建設工業新聞)。これに符合するかのように入社未加入は公共工事から排除... 建設業許可業者に義務付けられた11条変更届(決算)に“健康保険等の加入状況”の項目が先月から加わりました。5年毎の許可更新や経審では従来も確認されていましたが、毎年決算後の届出時に①従業員数②保険加入の

有無(健保・厚年・雇保) ③3保険の記号・番号④書類作成者と連絡先を記載した所定の書面添付が必要に…。また3月の雇用保険法の改正で来年1月から65才以降も加入義務が生じ保険料の免除はなくなります。保険料の徴収は3年後からという事ですが「失業時の給付は従来と同じ一時金だけの可能性が…」(職安係長の話)。これから「1億総負担社会」になって行くのでしょうか。



※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
①070-5481-0659②070-5481-0988③070-5080-7611④070-6597-6379